

建物等解体条件付き土地売買仮契約書（案）

売出人 武雄市（以下「甲」という。）は、買受人 _____（以下「乙」という。）と、次の条項により建物等解体及び撤去を条件とした土地売買仮契約を締結する。

（仮契約）

第1条 この契約は、仮契約であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、武雄市議会の議決を得たときに、仮契約の内容をもって売買契約（以下「本契約」という。）とする。なお、その場合においても別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約書とする。ただし、議会の議決を得られないときは、この契約は無効となり甲は損害賠償の責めは負わない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有に係る末尾表示の土地（定着物等を含む。）（以下「本件土地」という。）を現状有姿のまま乙に売渡し、乙はこれを買受けるものとする。

2 乙は、本件土地の所在及び面積を確認し、後日異議を申し述べないものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金_____円とする。

2 乙は、前項の売買代金を甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに一括して甲に納入しなければならない。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が速やかに売買代金を納付する場合に限り、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（契約の費用）

第5条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転）

第6条 本件土地の所有権は、乙が売買代金を納入したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 本件土地は、前項の規定により本件土地の所有権が移転したときに、乙に対し現状有姿のまま引渡しがあったものとする。

(登記手続等)

第7条 本件土地の所有権移転の登記は、公簿（登記）面積で行うものとし、第6条の規定により土地の所有権が甲から乙に移転した後において、甲が囑託して行うものとする。

2 乙は甲に対し当該登記手続に必要な書類その他を提供し、これに協力するものとする。

3 前項の規定による土地の所有権移転の登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、この契約締結後に本件土地及び末尾表示の解体撤去の対象となる建物等の面積の不足、その他種類・品質、数量に関してこの契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免、履行の追完及び損害賠償の請求並びにこの契約の解除をすることができないものとする。

2 乙は、次の各号に記載する容認事項を確認、承諾の上、本件土地を購入するものとする。

- (1) 解体撤去の対象となる建物の耐震診断は実施していない。
- (2) 解体撤去の対象となる建物のアスベスト（石綿）の調査は実施済み。
- (3) 土地の土壤汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は実施していない。

(危険負担等)

第9条 この契約締結の日から本件土地の引き渡しの日までにおいて、甲の責めに帰さない事由により、売買物件の滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は、乙の負担とする。

(土地利用条件)

第10条 乙は、本件土地を利用するに当たり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 公募型プロポーザル方式において、乙が甲に対して「子ども達が放課後等に安心して過ごせる居場所や子育て世代の交流や就学前の子ども達の安心・安全な居場所等、子育て支援の向上が図られる事業」（以下「提案事業」という。）として提案した範囲の土地（以下「提案事業の範囲の土地」という。）について、市長の承認なく提案事業を廃止し、若しくは休止し、又は提案事業の範囲の土地を目的外に使用し、又は第三者に譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。ただし、提案事業の範囲の土地を取得した日から10年を経過した場合、または、乙のやむを得ない事由により甲からあらかじめ書面によって提案事業の廃止の承認を得た場合は、この限りでない。
- (2) 乙は、第11条第5項に定める解体及び撤去の完了確認を受けた日から令和9年3月31日（令和8年度内）以内に提案事業に着手しなければならない。また、提案事業に着手する際は、甲に対して書面により事業着手の開始を届け出なければならない。
- (3) 乙は、この売買契約にかかる所有権移転の日から10年を経過するまでは、提案事業の範囲の土地の用途を変更してはならない。なお、提案事業に加えて新たな事業を実施する場合は、関連する法令を遵守のうえ、事前に甲へ書面により申し出て協議しなければならない。

- (4) 乙は、提案事業の実施に著しい支障が生じた場合は、甲に書面により申し出て協議しなければならない。

(建物等の解体及び撤去条件)

第11条 この売買契約にかかる所有権移転の日から1年以内に、乙は末尾表示の解体撤去の対象となる建物等（以下「解体条件付きの建物等」という。）を解体及び撤去しなければならない。

- 2 解体条件付きの建物等の解体及び撤去に係る一切の費用は乙の負担とする。
- 3 解体及び撤去の範囲は、本件土地に存する解体条件付きの建物等とそれに付随する設備、工作物、浄化槽、建物基礎杭、その他の地下埋設物並びに残置物の一切を含めるものとする。
- 4 乙は、解体条件付きの建物等の解体及び撤去の工事着手前に、甲に対して建物等の解体及び撤去に係る解体工事施工計画書を提出しなければならない。
- 5 乙は、解体条件付きの建物等の解体及び撤去・解体に伴う廃棄物の処理が完了したときには、書面により完了報告書を提出し、甲乙の両者現場立ち会いのもと、完了確認を行う。
- 6 解体条件付きの建物等の解体及び撤去並びに廃棄物の処理等においては、関係法令を遵守するとともに、解体及び撤去に伴い、第三者から苦情や異議申し立てがあったときは、乙の負担において解決するものとする。また、第三者に危害又は損害を与えた場合は、乙がその責任を負う。
- 7 乙は、やむを得ない事由で解体及び撤去の期限を延長する必要がある場合は、あらかじめ延長する理由を付した書面及び甲が求める資料を提出し、甲からの書面によって承認を得なければならない。
- 8 乙は、解体条件付きの建物等の解体撤去に伴い、官公署等との協議、届出、許可等が必要なときは、乙の責任において行うものとする。

(管理責任)

第12条 本件土地及び解体条件付きの建物等の管理責任及び第三者へ損害等を与えた場合の賠償責任、その他の一切の責任は、この売買契約にかかる所有権移転の日から乙がその責務を負うものとする。

(使用・収益権の制限)

第13条 乙は、解体条件付きの建物等の管理又は解体撤去に必要な範囲を超えて、第三者に使用させてはならない。また、解体条件付きの建物等に関し、質権、使用貸借に権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定してはならない。

(土地の権利譲渡の制限)

第14条 乙は、本件土地にかかる提案事業の範囲の土地について、この売買契約書に係る所有権移転の日から10年を経過した場合、または、この売買契約書に係る所有権移転の日から10年を経過しない期間において、乙のやむを得ない事由により提案事業の実施が困難となり、甲からあらかじめ書面により提案事業の廃止の承認を得た場合を除いて、提案事業の範囲の土地を第三者に譲渡してはならない。

2 乙は、本件土地にかかる提案事業の範囲の土地を除いた余剰地がある場合、当該余剰地については第11条第5項の規定を履行するまで第三者に譲渡してはならない。

(禁止用途)

第15条 乙は、この売買契約にかかる所有権移転の日から10年を経過する日までの期間に、本件土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、本件土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本件土地の所有権を第三者に移転し、又は本件土地を第三者に貸してはならない。

(禁止用途の継承)

第16条 権利の譲渡により本件土地の所有権を有した者は、第15条の規定を継承するものとする。

2 乙は、本件土地の権利を譲渡等により第三者へ所有権を移転する場合、当該第三者に対して第15条の規定を告知し、遵守させなければならない。

(違約金)

第17条 甲は、乙が第10条の規定に違反した場合、乙に対して違約金として契約金額の

100分の20に相当する金額を請求することができるものとし、乙はこれを支払わなければならない。

2 甲は、乙が第11条に規定する義務を履行しない場合、乙に対して書面で義務の履行を催促した上で、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を請求することができるものとし、乙はこれを支払わなければならない。

3 乙が第13条の規定に違反した場合、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を請求することができるものとし、乙はこれを支払わなければならない。

4 甲は、乙が第14条の規定に違反した場合、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を請求することができるものとし、乙はこれを支払わなければならない。

5 甲は、乙が第15条の規定に違反した場合、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を請求することができるものとし、乙はこれを支払わなければならない。

6 前5項の違約金は、第21条の規定による損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。
- (2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。
- (3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 乙は、甲に対して前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、その補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、甲に損害を与えたことが、乙がこの契約に定める内容に違反したことによるもの、または義務を履行しないために生じたものであるときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 前項に規定する損害に相当する金額において、乙が第11条に規定する義務を履行しなかった場合、甲は、甲が不動産鑑定評価において算定した解体条件付きの建物等の解体費相当額を、損害に相当する金額として乙に請求し、乙はこれを支払わなければならない。

3 第1項に規定する損害に相当する金額において、乙が、第14条の規定に違反した場合、甲は、甲が不動産鑑定評価において算定した解体条件付きの建物等の解体費相当額を、損害に相当する金額として乙に請求し、乙はこれを支払わなければならない。

4 第1項に規定する損害に相当する金額において、乙が、第13条の規定に違反した場合、甲は、甲が不動産鑑定評価において算定した解体条件付きの建物等の解体費相当額を、損害に相当する金額として乙に請求し、乙はこれを支払わなければならない。

5 第1項に規定する損害に相当する金額において、乙が第15条の規定に違反した場合、甲は、甲が不動産鑑定評価において算定した解体条件付きの建物等の解体費相当額を、損害に相当する金額として乙に請求し、乙はこれを支払わなければならない。

6 その他、乙がこの契約に定める内容に違反したことによるもの、または義務を履行しないために生じた損害について、甲は乙に対して損害賠償を請求し、乙はこれを支払わなければならない。

(違約金の不返還)

第20条 第18条に定める契約の解除をした場合において、乙が第17条に基づき既納した違約金については返還しない。

(建物等解体撤去費の請求権の放棄)

第21条 甲が第18条に定める契約の解除をした場合において、乙が解体条件付きの建物等の解体及び撤去に支出した費用その他費用があっても、乙に償還しない。

(有益費等の請求権の棄却)

第22条 甲は、第18条に定める契約の解除をした場合において、乙が本件土地に支出した改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、乙に償還しない。

(土壌汚染調査等)

第23条 乙は、本件土地及び解体条件付きの建物等について土地履歴調査、土壌汚染調査、アスベスト（石綿）調査等が必要と認められた場合、乙の費用負担において調査及び対応を実施しなければならない。

2 乙は、関係法令に定められた処理法に基づき、解体条件付きの建物等の解体及び撤去に伴う廃棄物等を適切に処理しなければならない。

(実地調査等)

第24条 甲は、この契約の履行について必要があると認められるときは、乙に対してその履行状況を確認するため、実地調査を行い、または乙から必要な報告もしくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、妨げ、または報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

(近隣住民との事前協議等)

第25条 乙は、解体条件付き建物等の解体及び撤去にあたり、関係機関及び近隣住民等の地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行い、適切に対応しなければならない。

(管轄裁判所)

第26条 この契約にから生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、武雄市役所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所とする。

(疑義の決定)

第27条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この契約に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとし、この協議がととのわないときは、甲の決定するところによるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 武雄市

代表者 武雄市長 小 松 政

(乙) 公募型プロポーザル申込事業者 住所・氏名

土地の表示

所 在	地 番	地 目	地 積	
			公 簿	実 測
武雄市朝日町大字甘久	2 7 2 1	宅地	3 0 5 . 8 6 m ²	3 0 8 . 3 0 m ²
〃	2 7 2 2 - 1	宅地	1 6 2 . 3 9 m ²	1 6 2 . 3 9 m ²
〃	2 7 2 3 - 1	宅地	2 , 3 0 8 . 7 7 m ²	2 , 3 0 8 . 7 7 m ²

解体撤去の対象となる建物の表示

所在	種 類	構 造	延床面積
武雄市朝日町大字甘久 2 7 2 3 - 1	旧朝日公民館	鉄筋コンクリート平家建	6 6 9 . 4 5 m ²
武雄市朝日町大字甘久 2 7 2 2	消防格納庫	木造セメント瓦平家建	4 0 . 5 0 m ²
武雄市朝日町大字甘久 2 7 2 3 - 1	屋外倉庫	鉄骨造折板葺平家建	2 5 . 9 2 m ²
武雄市朝日町大字甘久 2 7 2 1	小屋	木造小波鉄板葺平屋建	9 . 6 m ²

※各建物の延床面積は、武雄市の台帳上の面積。

※解体条件の対象は、建物及び地下埋設物、植栽、工作物、建物基礎杭等、建物に附属する付帯設備等の一切を含む。